

障害者総合支援法に基づくショートステイあやはし苑 運営規程 (短期入所)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人中陽福祉会（以下「事業者」という）が設置するショートステイあやはし苑（以下「事業所」という）において実施する指定障害福祉サービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定障害福祉サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った適切な指定障害福祉サービス（短期入所）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者の意向、趣向、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という）を作成し、これに基づき利用者に対して短期入所サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することにより、利用者に対して適切かつ効果的に短期入所サービスを提供するものとする。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った短期入所サービスの提供ができるよう努めるものとする
 - 3 事業所は、短期入所サービスに係る個別支援計画（以下「短期入所サービス計画」という）に基づき、利用者の心身の状況に応じた支援を適切に行うとともに、短期入所サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。
 - 4 事業所の職員は、短期入所サービスの提供に当たっては、懇切、丁寧を旨とし利用者及びその家族に対し、支援上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。
 - 5 事業所は、その提供する短期入所サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 6 事業所は、正当な理由がなく短期入所サービスの提供を拒まないものとする。
 - 7 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。
 - 8 事業所は、短期入所サービスの提供に当たっては、地域及び家族との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、その他福祉サービス又は保険医療サービスを提供するもの（以下「障害福祉サービス事業者等」という）との密接な連携に努めるものとする。
 - 9 前八項のほか、障害者総合支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第58号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、指定障害福祉サービス事業者における短期入所サービスの提供を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定障害福祉サービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ショートステイ あやはし苑
- (2) 所在地 沖縄県うるま市与那城屋慶名1410番地

(事業所において提供する障害福祉サービスの種類)

第4条 指定短期入所(空床型)

(営業日・受付時間及びサービス提供日)

第5条 営業日・受付時間及びサービス提供日は次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 受付時間 月～日 8時30分～17時30分
- (3) サービス提供日 年中無休

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、理事長の命を受けて事業所の従事者の管理及び業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行うとともに、職員に対し、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、事業所に対する介護の利用申し込みに係る調整、他の短期入所生活介護従事者に対する相談及び技術指導を行う。
- (3) 介護職員 23名以上
介護職員は、利用者の介護業務に従事する。
- (4) 看護職員 3名以上
看護職員は、医師の指示に従い診療の補助及び投薬、看護並びに利用者の保健衛生管理業務に従事する。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練に関する事と、それに伴う介護職員への指導、助言する。
- (6) 医師(嘱託) 1名
医師は利用者の健康管理、保健衛生指導に従事する
- (7) 栄養士又は管理栄養士 1名以上
栄養士は、献立作成、栄養量計算、給食記録を行い調理員を指導して給食業務に従事する

(利用定員)

第7条 主として特別養護老人ホームあやはし苑及びショートステイあやはし苑の空きベッドを利用

(短期入所を提供する主たる対象者)

第8条 事業所において短期入所を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- (2) 知的障害者（18歳未満の者を除く）
- (3) 精神障害者（18歳未満の者を除く）

(短期入所の内容)

第9条 事業所で行なう指定短期入所の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
 - ① 食事の提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
 - ② 食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。
- (2) 入浴又は清拭
- (3) 排泄介助
- (4) 身体等の介護
 - ① 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行うものとする。
- (5) 訓練の実施
訓練は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。
- (6) 生活相談
- (7) 健康管理
- (8) 送迎サービス
- (9) (1)～(8)に掲げる便宜に付帯する便宜その他必要な介護、訓練、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 事業所は、指定短期入所を提供した際には、利用者から当該指定短期入所にかかる利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額の支払いを受けるものとする。この場合、提供した指定短期入所の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 前2項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。
 - (1) 食事の提供に係る費用および光熱水費
食材費 1食 300円
 - (2) 次条に定める通常の送迎の実施地域を越えて送迎サービスを行う場合は、その実費を徴収する。

(ア) 事業所から片道 25 キロメートル未満 無料

(イ) 事業所から片道 25 キロメートル以上の場合は 1 キロメートル増す毎に 10 円

(3) 日用品費の実費

- 4 第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者に対し交付する。

(通常の送迎の実施地域)

第 11 条 通常の送迎の実施地域は、うるま市全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 12 条 利用者は短期入所の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 1 サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

(利用者負担額等に係る管理)

第 13 条 事業所は、当該事業所において、指定短期入所サービスを受ける利用者が同一の月に当該事業所が提供する指定短期入所及び他の指定障害福祉サービスを受けたとき、または、当該事業所において、施設入所支援を受けるものを除く利用者からの依頼を受けて当該利用者が同一の月に事業所が提供する指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く）の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、令第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は、令第 21 条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

(勤務体制の確保等)

第 14 条 事業所は、利用者に対し、適切な指定短期入所サービスを提供できるよう職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者の兼務関係等を明確にした勤務表を毎月作成するものとする。

2 事業所は、職員の資質向上の為、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 必要に応じてその都度

(非常災害対策)

第 15 条 事業所は、火災その他の非常災害に備えて、必要な設備を設けるとともに、防火管理者及び火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうものとする。また、消防計画、風水害、地震等に対処する具体的計画を作成するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備する。

(衛生管理等)

第 16 条 事業所は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう感染症マニュアルを作成するとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求め、常に密接な連携を保つこととする。

(協力医療機関等)

第 17 条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関として下記のとおり定めるものとする。

- 1 県立中部病院 沖縄県うるま市字宮里 281 番地
- 2 医療法人寿光会 与勝病院 沖縄県うるま市勝連南風原 3584 番地
- 3 パワー2”歯科医院 沖縄県宜野湾市我如古 3 丁目 12-17

(緊急時等における対応方法)

第 18 条 現に指定短期入所の提供を行なっている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに前条第 1 項に規定する協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定短期入所の提供中、事故が発生した場合は、直ちに沖縄県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 事業者は、指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

第 19 条 事業所は、提供した指定短期入所に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 提供した指定短期入所に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法

第 48 条第 1 項の規定により沖縄県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は、沖縄県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、沖縄県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法第 83 条（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにかんする限り協力するものとする。

（個人情報保護）

第 20 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令を遵守し適正に取り扱うものとする。

2 事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者の秘密を保持するものとする。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 21 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（記録の整備）

第 22 条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から 5 年間保存する。

- (1) 短期入所サービスの提供の記録
- (2) 短期入所サービス計画
- (3) 利用者の生命又は身体を保護するため、やむを得ず身体拘束等を行ったことに関する記録
- (4) 事業所が利用者等から苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等の記録
- (5) 短期入所サービスの提供中、事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 利用者が、正当な理由なしに短期入所サービスの利用に関する指示に従わないこ

とにより、障害の状態等を悪化させたと認められたときに事業所が行った市町村への通知

- (7) 利用者が、偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたときに事業所が行った市町村への通知

(その他運営に関する重要事項)

第23条 事業所は、短期入所の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 「運営規程」(平成17年11月1日施行)は、平成18年3月31日をもって廃止する。
- 3 この規程は、平成18年10月1日から施行する。
- 4 この規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成30年12月20日から施行する。
- 7 この規程は、令和3年8月1日から施行する。